

令和3年度 中山間地域等直接支払交付金 実施状況

滋賀県 農政水産部 農村振興課

1

目次

I. 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度
2. 活動概要
3. 集落戦略
4. 加算措置
5. 対象地域

III. 今後の取組について

1. 滋賀県の中山間地域の現状
2. 課題と今後の取組

II. 令和3年度の実施状況

1. R3 協定面積・協定数
2. 面積の推移
3. 協定数の推移
4. 地域区分別・傾斜区分別の農用地
5. 交付金の使途
6. 共同取組費の内訳
7. 個別協定
8. 加算取組状況

2

I. 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度

目的

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る。

事業実施年度

令和2年度～令和6年度（第5期対策）

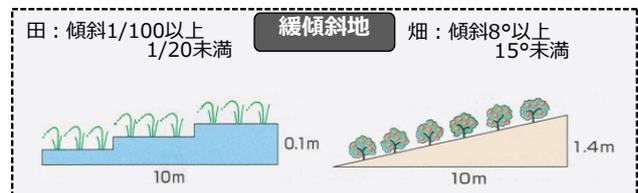
対象地域

- ・ 特定農山村法等地域振興立法（8法+1）指定地域（+ 棚田地域振興法の指定棚田地域）
- ・ 知事が指定する条件不利地域

対象農用地

対象地域内の農振農用地で、傾斜等の一定の基準を満たす一団の農用地

《傾斜基準》



2. 活動の概要 (・第5期 R2~R6年度)

交付単価
(円/10a)

地目		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

基礎単価

- 農業生産活動等
 - ・ 水路、農道管理
 - ・ 荒廃農地の発生防止活動等
- 多面的機能を増進する活動
 - ・ 周辺林地の管理
 - ・ 景観作物の作付
 - ・ 魚類等の保護等

+

体制整備単価

集落戦略の作成

集落全体の将来像を明らかにするための指針

- ・ 6~10年後の集落の将来像を想定し、課題・対策について協定参加者での話し合いのもと集落戦略を作成する
- ・ 農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し話し合いを行う

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修改良が必要となる範囲または位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項などを書き込みながら、協定参加者で話し合ってください。

3. 集落戦略

集落戦略の記載例

【記載例】

1. 集落戦略 (協定農用地の将来像)

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に○を記入して下さい。

地番	地目	面積 (m ²)	現況	管理者	農用地の将来像 (6~10年後を想定して記入)							
					管理者が引き継ぎ耕作を継続	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けられてもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けられてもらう希望(受け手が決まっている)	農地中間管理機構への希望	草刈り等のみの管理のみ	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○						

2. 集落戦略 (集落の将来像)

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 (複数可)

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
<input type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない <input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある 耕作を継続していきたいが、農業所得が低い 耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が衰退している 集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている(具体的に記載)【具体的内容:○○~】 その他(自由記載)	

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※【具体名:○○】は記載可能な場合に記入

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性 (複数可)

対策の方向性	担い手の詳細
<input type="checkbox"/> 耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要 協定内で担い手を育成・確保	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	<input type="checkbox"/> 農業者(協定外) <input type="checkbox"/> 農地所有資格法人、農業生産組織等(協定外)
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善 農産物の高付加価値化により所得の向上を図る 新たな作物の導入により所得の向上を図る 省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
<input type="checkbox"/> 耕作継続が困難な農用地の林地化 <input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣被害防止対策の実施 集落の自治(コミュニティ)機能の強化 その他(自由記載)	

⑤「○」を記入して下さい。

2-3 具体的な対策に向けた検討 (複数可)

※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
<input type="checkbox"/> 特に懸念はなく、協定参加者で実施していく <input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部(市町村・都道府県を含む)からの助力を得たい <input type="checkbox"/> 他の協定との広域化を考えた <input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい <input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい その他(自由記載)

⑥「○」を記入して下さい。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール (決まり次第記載)

※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

(記載例) 令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

(第5期対策期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制)

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
<input type="checkbox"/> 農地所有資格法人が支援する【具体名:○○】 <input type="checkbox"/> JAが支援する【具体名:○○】 <input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名:農林水産営農法人】 <input type="checkbox"/> 農業者が支援する【具体名:○○】 <input type="checkbox"/> 協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う その他(自由記載)

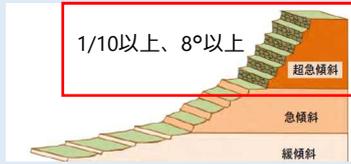
⑧「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。
 ※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地のみ、交付金の返還が必要(本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除)。

4. 加算措置

・超急傾斜農地保安全管理加算

- ・田 1/10以上 畑 8°以上の農用地が対象
- ・基礎単価で加算可能
- ・6,000 円/10a
- ・以下の項目で目標年度、目標数値を設定
- 超急傾斜農地の保全 ○超急傾斜農地での販売促進

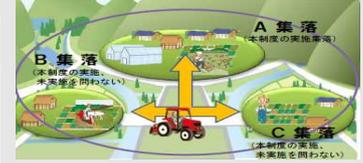


・棚田地域振興活動加算

- ・体制整備単価で加算可能
- ・田：10,000 円/10a
- ・認定棚田地域振興活動計画に策定された地域で、田：1/20、畑：15°以上が対象
- ・以下の項目で目標年度、目標数値を設定
- 棚田等の保全
- 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- 棚田を核とした棚田地域の振興
- ・超急傾斜、集落機能強化、生産性向上とは重複できない

・集落協定広域化加算

- ・体制整備単価で加算可能
- ・3,000 円/a
- ・以下のとおり目標年度、目標数値を設定
- (1)取組が単年度の場合・体制強化そのものを目標設定
- (2)取組が複数年度の場合・主導的な人材を確保し目標設定



・集落機能強化加算

【対象活動の例】

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人 地域運営組織と連携した高齢者世帯の営下ろし作業材確保 など



- ・体制整備単価で加算可能
- ・3,000 円/10a
- ・以下の項目で目標年度、目標数値を設定
- 新たな人材の確保への取組 学生等とのボランティア等
- 集落機能を強化する取組 地域づくり団体の設立等

・生産性向上加算

【対象活動の例】

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート農業を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



- ・体制整備単価で加算可能
- ・3,000 円/10a
- ・以下の項目で目標年度、目標数値を設定
- 生産性を向上させる取組
- (例) 鳥獣被害対策の機械・設備設置、スマート農業の導入等

5. 滋賀県における対象地域

法指定地域

- ・特定農山村法・山村振興法・離島振興法
- ・過疎地域自立促進特別措置法・棚田地域振興法 ※R3年4月より新法が成立

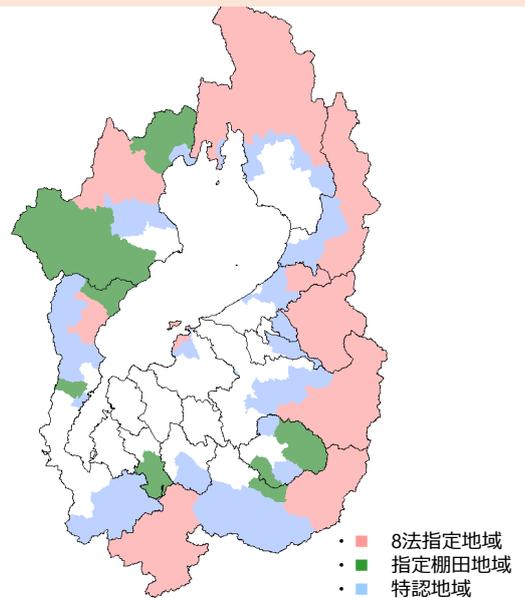
特認地域

1. 地域基準

- ① 8法指定地域に隣接する農用地
- ② 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ③ 既成市街地等に該当せず要件を満たす地域
- ④ 特定農山村法に係る要件を満たす地域

2. 農用地基準

- ア 傾斜農用地 (田1/100以上、畑・草地等8°以上)
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- ※④は急傾斜の田のみ (1/20以上)



● 指定済の指定棚田地域

- ・大津市：仰木村
- ・高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村、朽木村、高島町
- ・高島市（大津市）：小松村
- ・栗東市：金勝村
- ・甲賀市：大野村
- ・日野町：南比都佐村、東榎谷村、西大路村
- ・湖南市：石部町

Ⅱ. 令和3年度の実施状況

実施状況の審査検討について

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

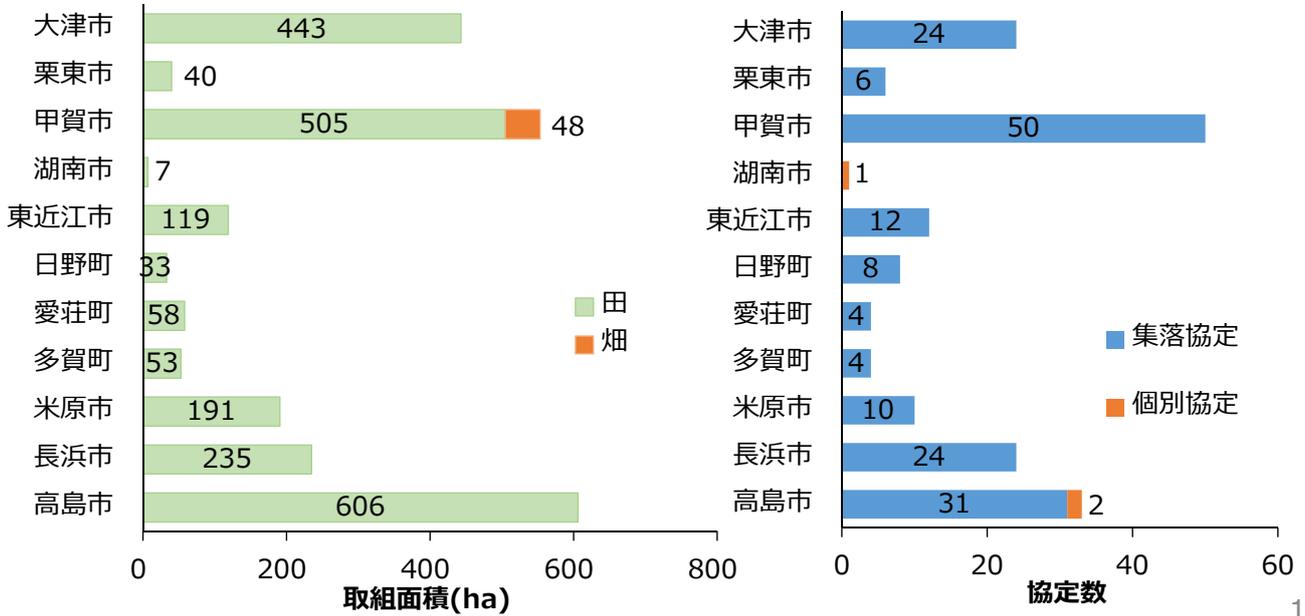
◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領（参考資料1）第2条関係

審議会の担任する事務の細目

- 1 **中山間地域等直接支払交付金に関する事務**
 - (1) **交付金の実施状況の点検に関すること。**
 - (2)～(4) 省略
- 2 省略
- 3 **その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務**

1. R3 協定面積、協定数

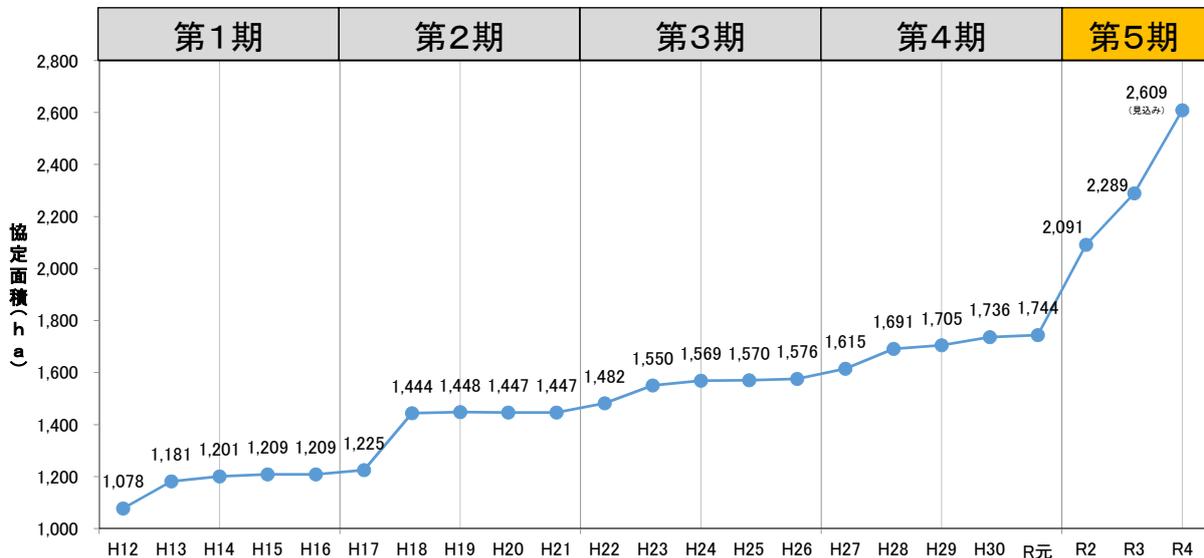
- ◆ 交付市町数 : 11市町
- ◆ 協定数 : 176協定 (集落協定: 173協定 個別協定: 3協定)
- ◆ 交付面積 : **2,289ha** (前年度: 2,091ha (+198ha))



2. 滋賀県における協定面積の推移

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

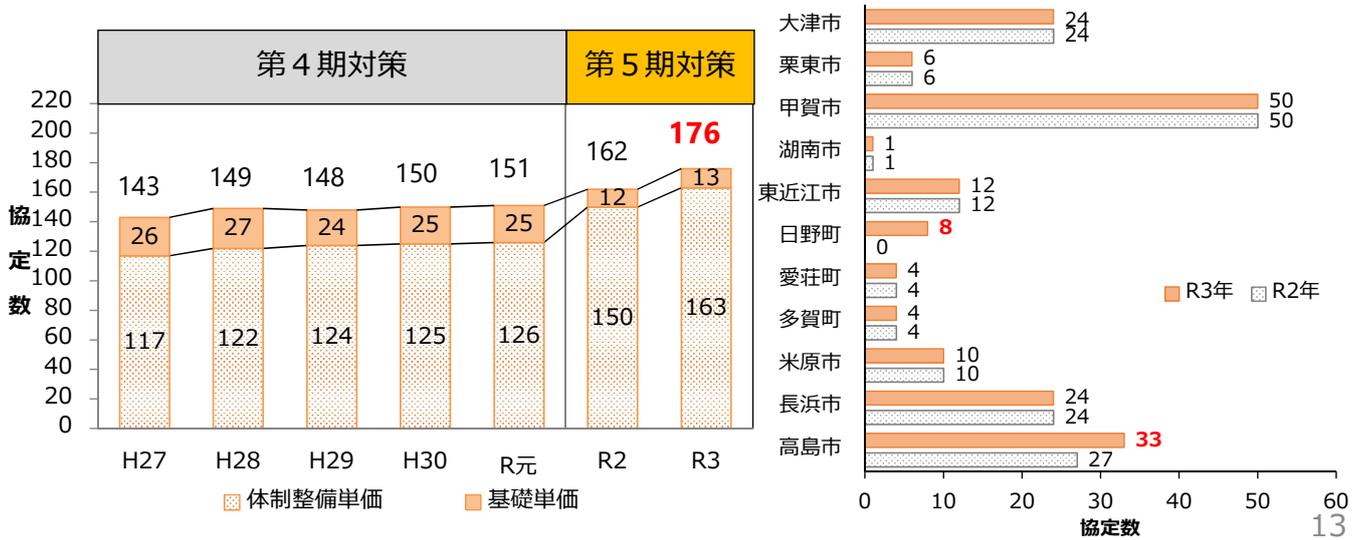
平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施



3. 協定数の推移

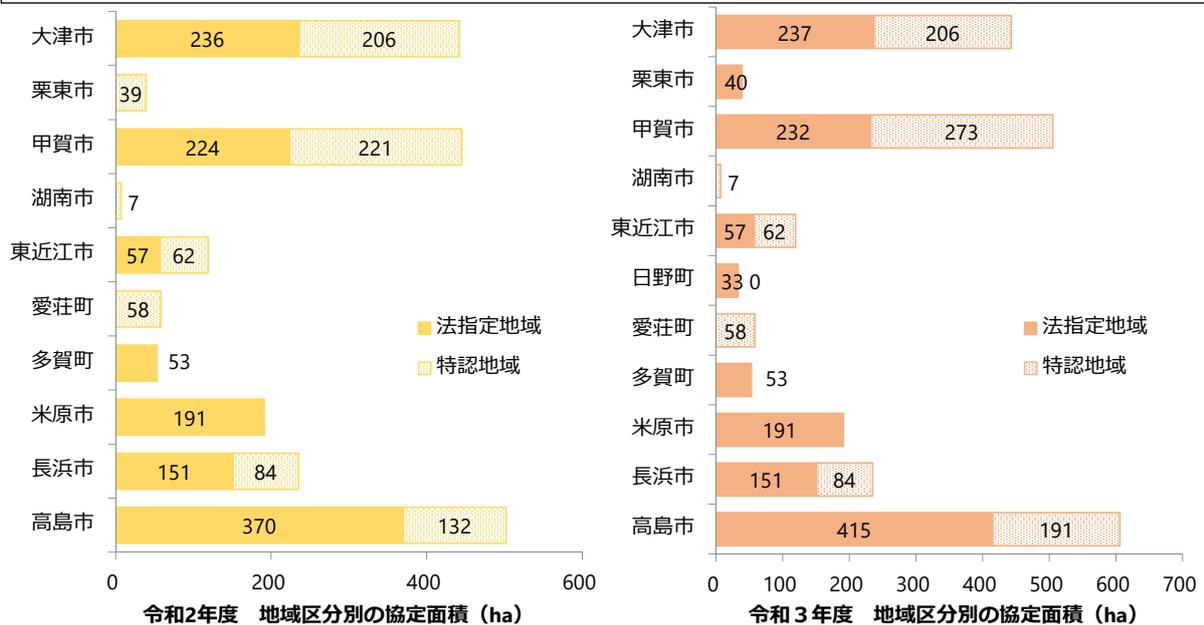
◆協定数 : **176協定** (集落協定: 173協定 個別協定: 3協定)
 (R2年度 集落協定: 160協定 個別協定: 2協定)
 昨年度より日野町: +8協定、高島市+6

- 日野町では、棚田地域振興法の指定棚田地域の指定を受け、8集落協定が取り組みを開始した。
- 高島市ではR4年度棚田サミットの開催にあたり第5期対策の制度周知を行った結果、中山間地域の農地の保全への意識が高まり活動集落が増加した。



4. 地域区分別、傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積**2,289ha**のうち、
 - **法指定地域 1,408ha (61.5%)** **特認地域 881ha (38.5%)**
 (令和2年度 法指定地域 1,282ha (61.3%) 特認地域 809ha (38.7%))

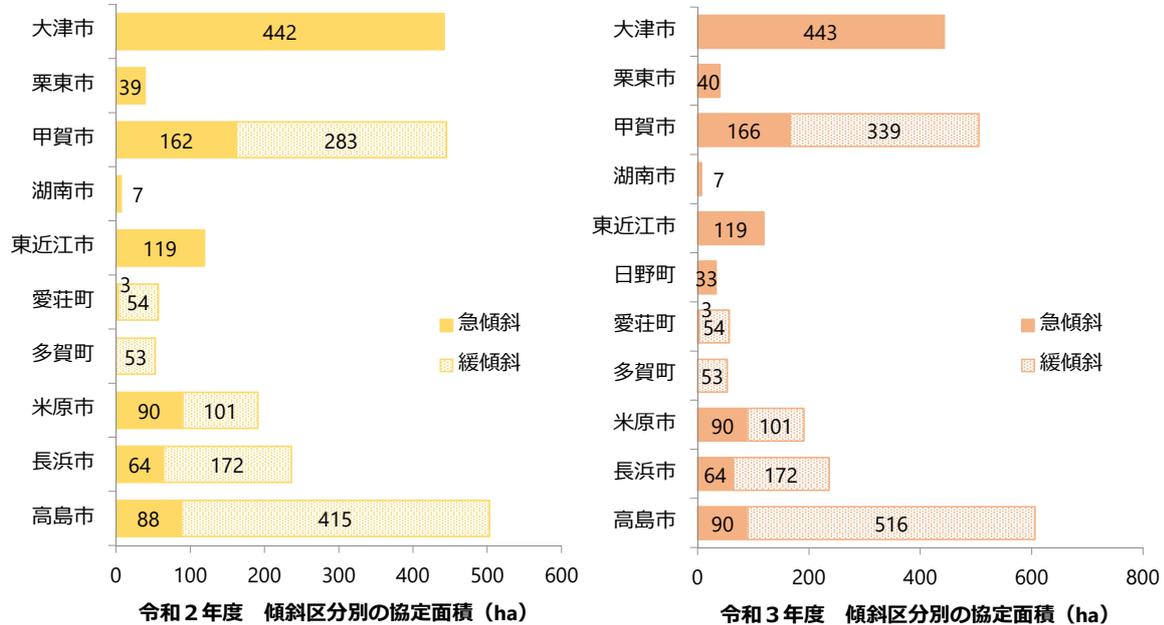


4. 地域区分別、傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積**2,289ha**のうち、

－急傾斜 **1,055ha** (46.1%) 緩傾斜 **1,234ha** (53.9%)

(令和2年度 急傾斜 1,013ha (48.4%) 緩傾斜 1,087ha (51.6%))



15

5. 交付金額・用途状況

交付金額 336,551千円のうち、

共同取組活動に充当 212,025千円

個人配分に充当 124,526千円

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)	
		共同取組活動	個人配分
大津市	102,694	57,425	45,269
栗東市	9,398	2,556	6,842
甲賀市	59,427	38,197	21,230
湖南市	1,366	-	1,366
東近江市	24,969	17,538	7,430
日野町	6,852	6,390	462
愛荘町	5,460	5,460	-
多賀町	4,269	4,269	-
米原市	33,489	22,589	10,900
長浜市	28,278	20,662	7,616
高島市	60,349	36,939	23,411
滋賀県計	(307,772) 336,551	(195,659) 212,025	(112,113) 124,526
		(64)	(36)
		63	37

※滋賀県計の上段の () は令和2年度の数値。

16

6. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費のうち、

- ・ 約36%は農地の維持管理活動に使われている。（道・水路管理費、農地管理費、鳥獣被害防止対策費）
- ・ 共同利用機械購入費が8%増加した。

表5 共同取組活動費の使途内訳（滋賀県計）

（単位：千円）

市町名	共同取組活動充当総額	(R3)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額 ^①	役員報酬	研修会等費	農地の維持管理活動				共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
						道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費								
大津市	109,726	57,425	52,301	3,522	467	16,047	4,941	6,873	17,759	971	4,300			522		2,966	49,448
栗東市	3,216	2,556	660	259		189	1,128	214	464						100	43	819
甲賀市	38,197	38,197	0	2,648	738	12,239	1,632	6,158		7,857	217	6,087	300				330
東近江市	23,381	17,538	5,843	510	25	7,427	1,796	1,743	1,063	84						228	10,497
日野町	6,390	6,390	0	216	38	366	826	471	897		25					202	3,349
愛荘町	5,460	5,460	0	140				4,851			469						
多賀町	4,869	4,269	600	435		1,751	597	228	71	550						53	1,200
米原市	36,868	22,547	14,321	717	9	67	2,652	1,208	15,705	1,888					240	326	14,098
長浜市	21,029	20,662	367	1,176		2,981	4,540	1,480	1,369					40		894	8,546
高島市	41,986	36,936	5,050	1,940	39	13,016	3,368	5,265	3,941		348			100	33	616	13,322
滋賀県計	(236,745)	(195,659)	(88,958)	(9,986)	(3,870)	(54,362)	(20,100)	(23,912)	(14,319)	(7,178)	(5,756)	-	-	-	(393)	(11,818)	(85,052)
	291,122	211,980	79,142	11,563	1,316	54,083	21,480	28,491	41,269	11,350	5,359	6,087	300	662	373	5,328	101,609
(共同活動費に占める割合)				(4%)	(2%)	(23%)	(8%)	(10%)	(6%)	(3%)	(2%)	0	0	0	0	(5%)	(36%)
				4%	0%	19%	7%	10%	14%	4%	2%	2%	0%	0%	0%	2%	35%

※滋賀県計の上段の（ ）は令和2年度の数値。

17

7. 個別協定の取組状況

個別協定の取組は3協定

- ・ 湖南省市 1協定
- ・ 高島市 2協定

表7 個別協定の取り組み状況

協定締結者	農業生産法人 (湖南省市)	認定農業者 (高島市在原)	認定農業者 (高島市下古賀)
交付単価	体制整備単価（10割）	基礎単価（8割）	基礎単価（8割）
協定締結面積（ha）	6.5	10.4	1.4
取り組み	・ 農業生産活動を5年間以上継続	・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動 （賃借権設定・農作業の委託、 農地の法面管理、柵・ネット等の設置） ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り	・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動 （借地権設定・農地の法面管理） ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り

注）個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

18

8-1. 加算措置の取組状況 (R3年度)

【1. 米原市 東草野集落協定】

協定面積 : 63 ha 交付金額 : 10,604千円
 協定参加者 : 農業者 30人 法人 1人 その他 4人 非農業者 2人
 協定開始年度 : 平成12年～
 ・令和2年度に「集落協定広域化加算」の取組により広域化。
 甲津原・曲谷・甲賀・上板並 の4協定が統合



超急傾斜農地保安全管理加算

- ・ 獣害による農地畦畔の崩壊防止のため、協定農用地周辺に獣害柵を設置
- ・ 棚田米の販売促進
- ・ 直売所を活用した、伊吹そば、フキ、ミョウガ等の加工販売



獣害柵整備



伊吹そば



甲津原交流センター

集落協定広域化加算

- ・ 共同機械を購入し、集落間の協定農用地の管理を行う
- ・ 「東草野農業機械共同利用組織」を作り、利用規約・規定を制定
- ・ 所有集落外での利用実績
トラクター : 6.8 ha コンバイン : 4.1 ha



共同管理組織 話し合い



機械稼働状況



購入機械

集落機能強化加算

- ・ 大学や企業、非農家から農業ボランティアを募集する
- ・ 大阪の摂南大学の学生が参加
R3年実績 計4回 延べ26人



学生ボランティア

生産性向上加算

- ・ 畦畔管理用のラジコン草刈りを購入し作業時間を短縮し、協定内でオペレーターを育成する

作業時間 3a/h → 1.3a/h



自走式草刈り機

8-2. 加算措置の取組状況 (R3年度)

【2. 大津市 上仰木・辻ヶ下第3集落協定】

協定面積 : 40 ha
 交付金額 : 12,518千円
 協定参加者 : 農業者 130人
 協定開始年度 : 平成12年～



棚田地域振興活動加算

ア. 棚田等の保全

【取組内容】農業用ドローンを導入し5haの耕作地で施肥・防除作業を行う。



ドローン操作研修



ドローン実地訓練

イ. 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の発揮

【取組内容】小学校・高校等の学生の農作業体験学習を開催する。令和6年度までに年間7回開催、延べ110人の参加。



北大津高校 体験農園



上仰木小学校 体験農園

ウ. 棚田を核とした棚田地域の振興

【取組内容】成安造形大学のフィールドワークと連携した活動を年に3回開催。

【3. 高島市 森西集落協定】

協定面積 : 16 ha
 交付金額 : 3,226千円
 協定参加者 : 農業者 12人 非農業者 7人
 協定開始年度 : 平成13年～



棚田地域振興活動加算

ア. 棚田等の保全

【取組内容】森西棚田で自走式草刈機を導入する等して共同で行う草刈り等の面積を3,000m²増加する。

イ. 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の発揮

【取組内容】棚田ブランドの年間販売量を120kg増加する。森西棚田で大学生等へ農業体験等地域学習の取組を開催し、延べ10人の参加を確保する。

ウ. 棚田を核とした棚田地域の振興

- 【取組内容】①都市住民に“田舎暮らし”体験ができる交流の場を年間2回設け延べ120人の交流人口を確保する。
 ②各種団体等と連携して、史跡・農業用施設等の見学ガイドを年間1回実施し延べ20人の参加者を確保する。
 ③棚田米を原料とした加工品(米粉・味噌)の年間販売量を、50kg増加する。



歴史見学ガイド



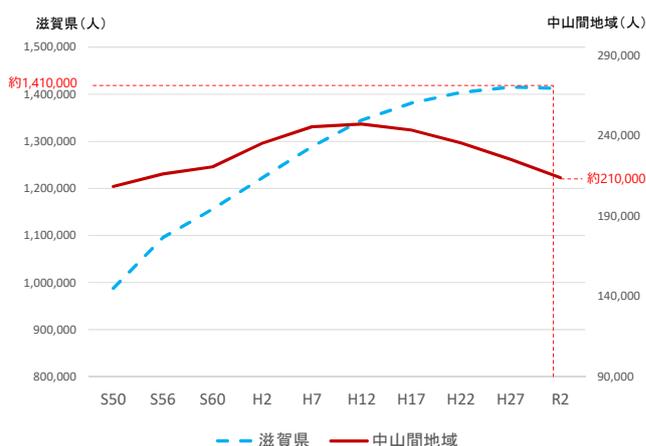
森西の大豆を用いた加工品

Ⅲ. 今後の取組について

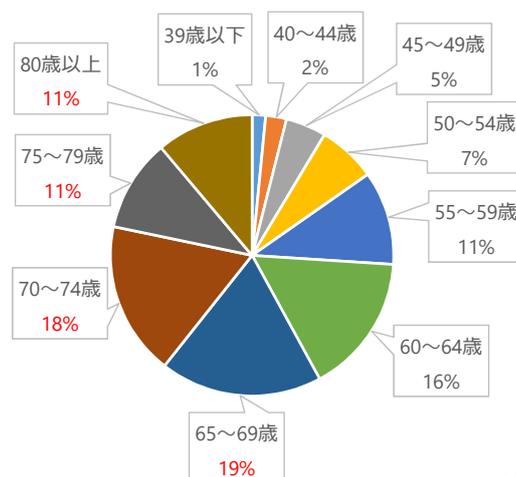
1. 滋賀県の中山間地域の現状

- 滋賀県の人口はH 2 5年をピークに緩やかな減少傾向（現在 約141万人）。一方、滋賀県の中山間地域の人口はH 1 2年から減少し、近年その傾向が顕著（現在 約21万人）。
- 集落協定参加者の約60%が65歳以上の農家等で構成。
※R 3年 滋賀県の集落協定参加者：4,229人

滋賀県の人口と中山間地域の人口の推移



令和3年 集落協定参加者年齢別割合



2. 課題と今後の取組

課題

中山間地域等直接支払交付金の協定面積は増加する一方、協定組織の集落機能の弱体化が懸念される。

- ・ **集落の人口減少** ・ **協定参加者の高齢化** ・ **中核的リーダー・担い手の不在** etc...

今後の取組① 中山間地域のにぎわいの創出

- ・ 「ふるさと支え合いプロジェクト」や「しがのふるさと応援隊」により、**非農家や若い世代が農村地域と関わりを持つ機会を増やす**ことで関係人口の創出を図る。
「ふるさと支え合いプロジェクト」協定締結：現在19地区（R3年）
（R4年度4地区実施予定）
- ・ **棚田ボランティアの登録制度「たな友」**の積極的な募集を行う。
現在登録者（5月27日現在）：170名（今年度目標：239名）
- ・ 「（仮称）滋賀県中山間地域振興ビジョン」を活用し、地域住民が主体となった農山村の価値や魅力を活かした取組を進める。

23

2. 課題と今後の取組

今後の取組② 研修等によるリーダー等の育成

中山間地域を対象とした地域リーダー育成のための研修会の開催により、より一層地域の体制強化に向けた指導・助言を行う。

- ・・・地域リーダー育成のための連続講座「さとのかぜ倶楽部」
行政職員向け中山間の地域づくり支援を目的とした勉強会 などを開催

令和3年度
入門コース
さとのかぜ倶楽部
参加者募集！
「農山村のこれから」を考えてみませんか？

対象者(定員90名)※先着順
・中山間地域等直接支払制度に
参加している方
・スマート農業等の活性化に
興味のある方

開催場所
東近江市百濟寺町現地
（研修）
栗東コミュニティセンター
（昼食）

開催日時
11月13日
10:00～15:00
※雨天決行・天候による変更あり

タイムスケジュール

10:00	開会
10:00～12:00(120分)	百濟寺地域の紹介(研修員 藤田十次郎さん) 研修員 山崎 茂 氏
12:00～13:00(60分)	昼食 (※食卓に「さとのかぜ倶楽部」のオリジナルメニューが並びます)
13:00～13:50(50分)	中山間地域の紹介(研修員 藤田十次郎さん)
13:50～14:30(40分)	地域活性化に向けた中山間地域等 直接支払制度の活用について(研修員 藤田十次郎さん)
14:30～15:00(30分)	まとめとアンケート
15:00	閉会

講師紹介

研修員 山崎 茂 氏
東近江町長官、伊賀市
農産物の生産者として
「さとのかぜ」として、農山村の発展を、学
習の場、研修の場として中山間地域の発展
を支援し、研修員としての役割を担っています。
研修員としての役割を、研修員としての役割を
担っています。

「さとのかぜ倶楽部」開催案内（R3年）

- ・ 本制度に取り組んでいる方や地域の活性化に興味がある方を対象に開催。
- ・ 研修参加後には「**さとのかぜ倶楽部員**」として**中山間地域の活動事例を情報発信してもらう。**



スマート農業の実演講習の様子



先進地の講師による講演の様子

24

2. 課題と今後の取組

今後の取組③ 農村RMOへの発展

農村RMOとは、集落協定などの農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉協議会などの多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地等の保全活動・地域資源の活用・生活支援などの活動を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

農林地の保全



農地周辺・林地の草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

（例）中山間直払・まるごとの協定が発展

今後モデル的に農村RMO形成支援事業（他事業）での農村RMOの立ち上げを通じ、滋賀県での農村RMOのあり方を含めて検討・普及する。

25

ご清聴ありがとうございました